

平成18年3月定例会会議録（第3号）

平成18年3月8日 水曜日 午前10時00分開議

大 沼 久 議 長 蒲 生 光 男 副議長

出 席 議 員 （21名）

1 番	我 妻	昇	議員	2 番	内 谷	重 治	議員
3 番	大 道 寺	信	議員	4 番	谷 口	栄 子	議員
5 番	佐々木	謙 二	議員	6 番	安 部	隆	議員
7 番	町 田	義 昭	議員	8 番	鳥 谷	政 一	議員
9 番	蒲 生	光 男	議員	10 番	渋 谷	佐 輔	議員
11 番	高 橋	孝 夫	議員	12 番	鈴 木	武 次	議員
13 番	小 関	勝 助	議員	14 番	鈴 木	良 雄	議員
15 番	鈴 木	小 市	議員	16 番	藤 原	民 夫	議員
17 番	蒲 生	吉 夫	議員	18 番	佐々木	榮 七	議員
19 番	島 田	友 市	議員	20 番	鈴 木	新 助	議員
21 番	大 沼	久	議員				

+

欠 席 議 員 （0名）

説明のため出席した者

目 黒 栄 樹 市 長	長谷部 宇 一 助 役
佐 藤 義 夫 収 入 役	総務課長兼選挙管
松 本 弘 財 政 課 長	理委員会事務局長
中 井 晃 税 務 課 長	企 画 調 整 課 長
船 山 祐 子 健 康 課 長	小 泉 良 一 市 民 課 長
高 橋 信 夫 会 計 課 長	宇津木 正 紀 福 祉 事 務 所 長
飯 田 武 志 監 査 委 員	金 田 寿 一 消 防 主 幹
大 滝 昌 利 教 育 長	田 中 勝 男 教 育 委 員 長
小 関 秀 一 農 業 委 員 会 会 長	安 部 嘉 徳 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長
	梅 津 和 士 農 林 課 長

+

那 須 宗 一	商 工 観 光 課 長	浅 野 敏 明	建 設 課 長
平 英 一	管 理 課 長	梅 津 敏 昭	文 化 生 涯 学 習 課 長
遠 藤 正 明	農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 要 一 郎	水 道 事 業 所 長
堀 邦 夫	学 校 給 食 共 同 調 理 場 長	沼 澤 厚 子	監 査 委 員 事 務 局 長

### 事務局職員出席者

佐 藤 仁	議 会 事 務 局 長	児 玉 行 宏	補 佐
五十嵐 恵美子	主 任	塚 田 知 広	主 事

### 議 事 日 程 (第 3 号)

平成 1 8 年 3 月 8 日 水曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

#### 日程第 1 市政一般に関する質問

- 1 7 番 蒲 生 吉 夫 議員
- 3 番 大 道 寺 信 議員
- 1 番 我 妻 昇 議員
- 1 1 番 高 橋 孝 夫 議員
- 2 番 内 谷 重 治 議員

+

+

### 本日の会議に付した事件

議事日程 (第 3 号) に同じ

+

## 開 議

○大沼 久議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程第3号をもって進めます。

### 日程第1 市政一般に関する質問

○大沼 久議長 日程第1、市政一般に関する質問を昨日に引き続き行います。

これより、個人質問を行います。

#### 蒲生吉夫議員の質問

○大沼 久議長 それでは、順次ご指名いたします。

順位6番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇) (拍手)

○17番 蒲生吉夫議員 おはようございます。

今回のこの質問は、私も議員生活19年になりました、数え間違いをしていなければ、一般質問、予算総括質疑、決算総括質疑など含めまして100回目というふうになります。ほかの人はどうあれ、自分にとっては記念の質問というふうに自分では思っているところでありますので、順次通告してありま

す2点についてご質問を申し上げたいと思います。

最初に、長井市まちづくり基本条例の制定についてお聞きいたします。

本条例を制定する背景として、第四次基本構想で「市民ニーズに対応した組織づくりと市政の住民意見の反映のための手法を検討し、まちづくり基本条例の制定に取り組みます」となっておりまして、5月27日の市長のレクチャーを始め、数度のプロジェクトチームの開催、策定懇話会の開催、セミナー、法令審査会の審査など、作業は丁寧に進められたと思いますが、この条例案に私の感想を述べたいと思います。

まず、きれいにまとめられた前文と第1条の目的では、目的意識が明確でないからなのか、条例全体の流れがまちづくり基本条例ではなく、どちらかというともまちづくり宣言的に感じられ、この条例があってもむだということではありませんが、ない場合であっても何ら差し支えることなく市民生活を送ることができると思われま

同時に、この条例が成立することによって個別条例との関係で矛盾が出てくるのではないかと心配です。

私の感想を述べたところで、最初に市長にお伺いいたします。

市の条例は大きく二つに分けられます。上位法に基づき根拠として市の条例で定めるもの、もう一方は、それらによらない独自に定める条例があると思いますが、このたびのまちづくり条例は後者だと思

います。この条例を制定したいと考えた積極的な理由についてまずお聞かせを願いたいと思

います。これ以降、具体的な中身で作業についても企画調整課長にお聞かせを願